

<p>随意契約の状況</p>	<p style="text-align: right;">所管 住民生活課</p> <p style="text-align: right;">執行 令和6年7月1日</p>
<p>事業名</p>	<p>令和6年度児童手当システム処理業務</p>
<p>契約業者名</p>	<p>函館市末広町22番1号 株式会社エスイーシー 代表取締役社長 柳原 清司</p>
<p>契約金額</p>	<p>94,600円(税抜 86,000円)</p>
<p>事業概要</p>	<p>児童手当の制度改正に伴う、児童手当に係る支給事務、受給者管理事務委託。</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和6年7月1日～令和7年3月31日</p>
<p>随意契約とした理由</p>	<p>上記業者は、現行の住民基本台帳システムの開発業者であり、児童手当は住民基本台帳の所在する市町村で支給されるべきものであることから、現行のシステムと連動した管理作業が必要となってくるため、競争入札に付する性格ではないと判断される。</p> <p>よって、地方自治法施行令167条の2第1項第6号及び、八雲町財務規則140条第2項第1号の規定により、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約をおこなったもの。</p>